第６６号議案

蒲郡市看護師等修学資金貸与条例の一部改正について

蒲郡市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和８年９月２日提出

蒲郡市長　　鈴　木　寿　明

蒲郡市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

看護師の確保が必要なため提案する。

蒲郡市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

蒲郡市看護師等修学資金貸与条例（平成４年蒲郡市条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において「養成施設」とは、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２０条第１号若しくは第２１条第１号若しくは第２号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは大学又は同法第２０条第２号若しくは第２１条第３号に規定する都道府県知事の指定した助産師養成所若しくは看護師養成所をいう。 （貸与の額及び方法） 第４条　修学資金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　看護師の養成施設に在学している者　１月につき５万円 ２　（略） （返還債務の当然免除） 第７条　市長は、修学資金の貸与を受けた者が次のいずれかに	（定義） 第２条　この条例において「養成施設」とは、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２０条第１号若しくは第２１条第１号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同法第２０条第２号若しくは第２１条第２号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所若しくは看護師養成所をいう。 （貸与の額及び方法） 第４条　修学資金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　看護師の養成施設に在学している者　１月につき４万円 ２　（略） （返還債務の当然免除） 第７条　市長は、修学資金の貸与を受けた者が次のいずれかに

該当する場合は、当該修学資金の返還債務を免除するものとする。	該当する場合は、当該修学資金の返還債務を免除するものとする。
⑴　養成施設卒業後（他の養成施設への進学、病気等市長がやむを得ないと認める理由により就業することができないときは、当該就業することができない期間満了後）直ちに病院の職員となり、かつ、引き続き病院に在職した場合において、看護師等として勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（当該期間が３年に満たないときは、３年とする。以下「在職必要期間」という。）に達したとき。	⑴　養成施設卒業後（他の養成施設への進学、病気等市長がやむを得ないと認める理由により就業することができないときは、当該就業することができない期間満了後）直ちに病院の職員となり、かつ、引き続き病院に在職した場合において、看護師等として勤務した期間が３年に達したとき。ただし、病院の職員となった日から起算して１年以内に看護師等の免許を取得した場合に限る。
⑵　前号に規定する勤務した期間が在職必要期間に達する前に公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職し、若しくは免職されたとき。	⑵　前号に規定する勤務した期間が３年に達する前に公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職し、若しくは免職されたとき。
（返還）	（返還）
第９条　修学資金の貸与を受けた者又は保証人は、当該貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間が満了した日）から１月以内に貸与を受けた修学資金（前条の規定により返還債務の一部を免除されたときは、当該免除された額を除く。）を返還しなければならない。	第９条　修学資金の貸与を受けた者又は保証人は、当該貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間が満了した日）から１月以内に貸与を受けた修学資金（前条の規定により返還債務の一部を免除されたときは、当該免除された額を除く。）を返還しなければならない。

⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略） ⑷　病院の職員となった日から起算して１年以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の蒲郡市看護師等修学資金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第２条に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する貸与の契約について適用し、施行日前に締結した貸与の契約については、なお従前の例による。ただし、施行日前に看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けている者が、施行日以後に貸与される修学資金の額を新条例第４条第１項第２号の規定による額とする変更契約を締結したときは、当該額を貸与するものとする。